

第3期 鹿部町子ども・子育て支援事業計画

《概要版》



令和7年3月
鹿部町

1

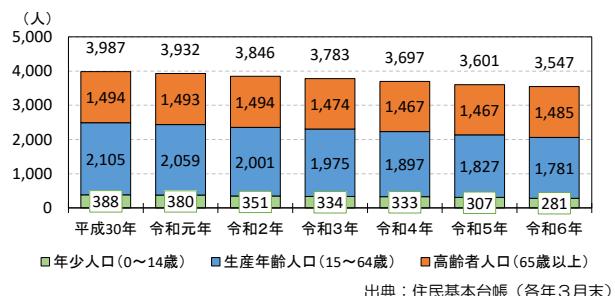
鹿部町子ども・子育て支援事業計画とは

- 鹿部町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、本町の子ども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を推進するための計画です。
- 本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

2

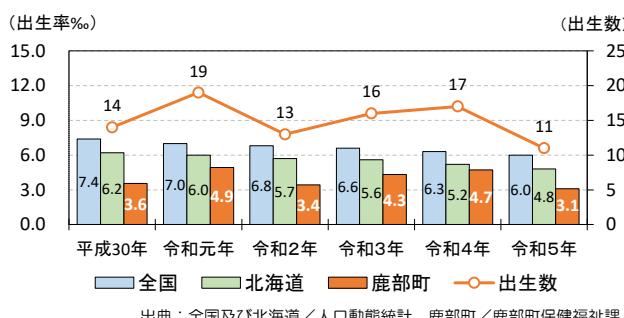
子どもと子育てを取り巻く環境

年齢3区分別人口の推移



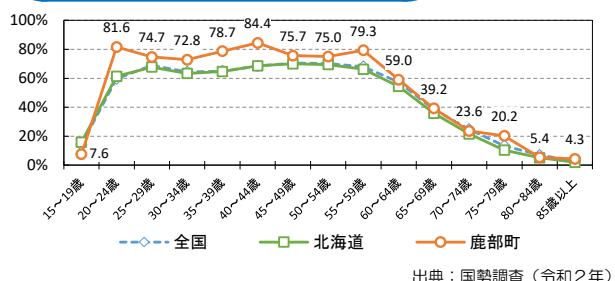
本町の総人口は平成30年以降減少しており、令和6年の住民基本台帳による総人口は3,547人となっています。平成30年と比較すると、令和6年の年少人口（0～14歳）は107人（27.6%）減少しています。

出生数と出生率の推移



当町の出生数は令和2年から増加傾向で推移し、令和5年に減少しました。出生率は全国・北海道と比較すると低い水準で推移しています。

女性の年代別就業率



当町女性の就業率は、5~19歳を除き多くの年齢階級で全国・北海道を上回る就業率となっています。25~34歳は子育ての中心的年齢であると考えられることから、これらの年代への子育て支援の充実が必要であると考えられます。

3

計画の基本的な考え方

基本理念

本計画では、本町に暮らす全ての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるよう、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目のない支援を推進し、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、子育ての喜びを地域全体で実感し、分かち合えることができる鹿部町を目指すため、基本理念を下記のとおり設定します。

みんなが家族 あったか子育てのまち しかべ

施策体系

【基本目標1】

子どもの人権の尊重と安全・
安心な環境づくり

- (1) 子どもの人権の尊重
- (2) 児童虐待の防止
- (3) 安全な環境づくり

【基本目標2】

安心して子どもを産み育て
ことができる環境づくり

- (1) 親と子の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 障がい児支援の充実
- (5) ひとり親家庭の自立支援の推進

【基本目標3】

子どもと子育てを支援する
地域づくり

- (1) 教育・保育サービスの充実
- (2) 子育てを支える地域づくり
- (3) 子育て交流の促進
- (4) 子育てネットワークづくり
- (5) 経済的支援の推進
- (6) 快適な生活環境の整備

【基本目標4】

子どもが心豊かにたくまし
く育つ教育環境づくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 多様な体験機会の充実
- (4) 児童・生徒の健全育成

【基本目標5】

仕事と生活の調和の推進

- (1) 男女が協力し合う家庭づくり
- (2) 仕事と生活の調和の推進

4

推進する施策

【基本目標1】子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり

一人ひとりの子どもの人権が尊重され、全ての子どもが自分を大切にでき、幸せを感じできるまちづくりを進めます。

(1) 子どもの人権の尊重

- 子どもの人権に関する意識啓発
- 悩みを抱える子どもへの対応
- 子どもの意見表明・参加機会の充実 など

「こども基本法」に基づき、子どもの権利に関して周知・啓発を図ります。

(2) 児童虐待の防止

- こども家庭センターの設置
- 児童相談所との連携強化
- スクールカウンセラー等の派遣 など

「子育て世代包括支援センター」の機能と児童虐待を含めた児童福祉の機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」の役割を併せ持つ「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます

(3) 安全な環境づくり

- 緊急時の駆け込み先の整備
- 教育現場向け連絡システム（すぐーる）の活用
- 防災対策の推進 など



【基本目標2】安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

生涯にわたって親子がともに健康に暮らすことができるよう、妊娠期をはじめ乳幼児期や学童期、思春期の保健対策を進めます。

(1) 親と子の健康の確保

- 不妊治療費助成事業
- 妊婦健康診査費用の助成
- お誕生日祝い品贈呈事業
- 子育て支援事業（赤ちゃんなかよし広場） など



(4) 障がい児支援の充実

- 特別支援教育の推進
- 放課後等デイサービス
- 重度心身障がい者医療費助成
- 医療的ケア児支援事業 など

(5) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭等医療費助成
- 児童扶養手当
- 母子家庭等生活支援事業
- 福祉灯油助成事業



(2) 食育の推進

- 教育・保育施設、小・中学校との連携による食育の推進
- 教育・保育施設、小・中学校の食育の推進
- おやこ食育料理教室

(3) 思春期保健対策の充実

- 学校での喫煙・飲酒・薬物防止教育の推進
- 性教育の充実

【基本目標3】子どもと子育てを支援する地域づくり

子育て家庭が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 教育・保育サービスの充実

- しかべ保育事業の充実
- 認定こども園の新設
- 乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
- 鹿部キッズクラブ
(放課後児童健全育成事業) など

待機児童の解消を図るため、しかべ保育事業の利用定員を20人に増やします。

しかべ幼稚園の老朽化対策と併せて保護者の多様な教育・保育ニーズに対応するため、認定こども園を新設します。

(2) 子育てを支える地域づくり

- 楽しく遊べる場の充実
- 青少年健全育成の推進
- 地域コミュニティカフェ事業の推進 など

(3) 子育て交流の促進

- バンビ教室（地域子育て支援拠点事業）の実施
- 子育てサークルの活動支援
- ボランティア活動の促進

(4) 子育てネットワークづくり

- 「子ども・子育て会議」の開催
- 関係機関の連携強化

(5) 経済的支援の推進

- 乳幼児等医療費助成制度
- 教育・保育料の無償化
- 給食費・教材・制服等完全無償化事業
- 新生活応援給付事業
- 高校生応援給付事業
- 奨学金返還支援事業 など

(6) 快適な生活環境の整備

- 町営住宅の適正管理
- 民間賃貸住宅建設促進助成金
- 空き家バンクの推進
- 公園の維持管理
- 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進

【基本目標4】子どもが心豊かにたくましく育つ教育環境づくり

子育ての基盤としての家庭づくりを進めるとともに、就学前の教育・保育、学校教育の充実に取り組みます。

(1) 学校教育の充実

- 幼小連携の充実
- キャリア教育の推進
- 教育の質の向上
- 小中一貫教育の推進 など

「しかべっ子架け橋プログラム」に基づき、教育・保育施設と小学校との滑らかな接続を意識した教育の充実に努めます。



(2) 家庭や地域の教育力の向上

- 保護者の学びの支援、提供
- 家庭教育学級の実施
- 子育てガイドブックの発行
- コミュニティ・スクールの推進 など

(3) 多様な体験機会の充実

- 「しかべっ子教室」の推進
- 各種スポーツ教室の開催
- ジュニアリーダーの育成 など

(4) 児童・生徒の健全育成

- 不登校対策の推進
- いじめ、非行等の問題行動への対応
- 情報モラル教育の充実 など

【基本目標5】仕事と生活の調和の推進

全ての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに、家庭生活や地域生活との調和を図れるように、ゆとりある家庭環境づくりを進めます。

(1) 男女が協力し合う家庭づくり

- 男女共同参画の広報・啓発
- 男女間の暴力への対応



(2) 仕事と生活の調和の推進

- 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) の啓発
- 育児休暇等の制度の周知



5

教育・保育事業の見込み

令和9年まで、教育・保育（3歳以上）は「しかべ幼稚園」で現状の体制を維持することで利用ニーズに対する供給量を確保できる見通しです。また、保育（3歳未満）は「しかべ保育事業「ひよこ」の利用定員増により受け入れ体制を確保します。

令和10年度以降は新設する予定の認定こども園での受け入れを確保方策とし、「利用ニーズ」に対して提供体制を確保します。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育・保育（3歳以上）					
利用ニーズ	45人	41人	36人	27人	25人
1号認定	11人	10人	9人	8人	8人
2号認定	34人	31人	27人	19人	17人
提供体制	60人	60人	60人	30人	30人
保育（3歳未満）					
利用ニーズ	12人	11人	9人	9人	9人
2歳	6人	6人	5人	5人	5人
1歳	4人	3人	3人	3人	3人
0歳	2人	2人	1人	1人	1人
提供体制	20人	20人	20人	15人	15人

6

地域子ども・子育て支援事業の見込み

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業です。

事業	事業の概要	令和11年度	
		利用ニーズ	提供体制
①利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	2事業	2事業
②地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	19人回/月	19人回/月
③妊婦健康診査事業	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	84回	84回
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児相談や子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。	6人	6人
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	養育支援が必要な家庭への対応は、速やかかつ適切な対応を行うよう努めます。	
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。	必要とする家庭があった場合に近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。	
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。	小学生児童の放課後の居場所を確保する必要がある場合には、「鹿部キッズクラブ」での受け入れを行うこととします。	
⑧一時預かり事業	幼稚園での預かり保育	52人日	60人日
	保育所での一時預かり	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施状況を考慮しながら当事業の実施についての検討を進めます。	
⑨時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。	今後も継続して保育士等の確保に努め、通常保育の実施を優先的に進めるとともに、当事業の実施に向けた検討を進めます	

事業	事業の概要	令和11年度	
		利用ニーズ	提供体制
⑩病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。	当事業の利用を希望する保護者には、近隣市町村で利用できる病児・病後児保育施設に関する情報提供を行います。	
⑪放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が労働等により屋間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	38人	40人
⑫子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	支援を必要とする家庭を把握した場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。	
⑬児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。	居場所を必要とする児童を把握した場合には、その状況に応じた支援を行います。	
⑭親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。	支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。	
⑮妊娠等包括相談支援事業	妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげる事業です。	18人回	18人回
⑯乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育園などの従来の利用要件を緩和し、親が就労していない場合でも保育所などで時間単位に0～2歳の子どもを預けることができる事業です。	3人 (必要定員)	3人 (必要定員)
⑰産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職が支援を行う事業です。	1人日	2人日

第3期鹿部町子ども・子育て支援計画【概要版】

《令和7年度～令和11年度》

編集・発行：令和7年3月 鹿部町役場保健福祉課
〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字鹿部 252 番地 1
TEL 01372-7-2111 FAX 01372-7-3086